

## 坂井市自転車等の放置防止に関する条例（案）

### （目的）

第1条 この条例は、公共の場所等における自転車等の放置を防止するために必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- （2）自転車等駐車場 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第3号に規定する自転車等駐車場をいう。
- （3）道路等 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- （4）公共の場所 公園、広場、道路その他の公共の用に供されている場所をいう。
- （5）公共の場所等 公共の場所及び自転車等駐車場をいう。
- （6）利用者等 自転車等を利用する者又は所有者をいう。
- （7）放置 公共の場所等において、利用者等が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。ただし、自転車等駐車場においては、長期間置かれている場合に限る。
- （8）道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- （9）鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。
- （10）一般乗合旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。

### （市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するために有効かつ適切な施策を実施するものとし、当該施策の実施に当たって必要と認めるときは、福井県、道路管理者、警察等と協議し、協力を要請することができる。

### （市民の責務）

第4条 市民は、自転車等の放置防止に関する意識を高め、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### （利用者等の責務）

第5条 利用者等は、公共の場所等に自転車等を放置しないよう努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 利用者等は、当該自転車について公安委員会が実施する自転車防犯登録を受けなければならない。
- 3 利用者等は、自転車等の施錠等により盗難防止に努めなければならない。

(自転車の小売りを業とする者の責務)

第6条 自転車の小売りを業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車を購入する者に対し防犯登録を受けること及び盗難を防止するために当該自転車に施錠することを勧奨するよう努めなければならない。

2 自転車の小売りを業とする者は、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第7条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者は、この条例の目的を達成するため、自転車等駐車場の設置に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(放置に対する措置)

第8条 市長は、公共の場所において、自転車等を放置し、又は放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適切な場所に移動するように指導することができる。

2 市長は、前項に規定による指導にもかかわらず、なお当該自転車等が放置されているとき、又は放置されている自転車等の周辺に当該自転車等の利用者等がいなかったため、同項の規定による指導をすることができないときは、当該自転車等を撤去し、保管場所に保管することができる。

(自転車等駐車場の放置に対する措置)

第9条 市長は、自転車等駐車場において自転車等が長期間放置されているときは、当該自転車等に当該自転車等を速やかに適切な場所に移動すべき旨を告知する警告書を取り付けるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、なお当該措置をした日から起算して14日間放置されているものについては、当該自転車等を撤去し、保管場所に保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第10条 市長は、第8条第2項又は前条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管場所に保管したときは、速やかに公示するものとする。

2 市長は、保管した自転車等の利用者等を調査し、判明した利用者等に対して速やかに引き取るよう通知しなければならない。

(廃棄処分等)

第11条 市長は、第8条から前条までの規定にかかわらず、放置されている自転車等が次に掲げる基準のいずれかを満たしていると認められるときは、当該放置自転車等を廃棄物とみなし、廃棄処分することができる。

(1) 前条第2項の規定による通知をしたにもかかわらず、前条第1項の公示の日から起算して1月を経過してもなお利用者等による引き取りがない自転車等であるとき。

(2) 当該自転車等が放置されていた場所及び状態その他放置の状況並びに関係機関の調査から勘案して、投棄の意思が明らかであると市長が認めるとき。

(3) 当該自転車等がその機能の全部又は一部を喪失し、自転車等として本来の用に

供することが困難であると市長が認めるとき。

2 前条第1項の公示の日から起算して6月を経過してもなお利用者等に返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市に帰属するものとする。

(免責)

第12条 市長は、放置自転車等を撤去し、又は保管した場合において、その撤去又は保管により当該放置自転車等の利用者等に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。